



2019年11月25日

各 位

会 社 名 株式会社 みちのく銀行
代 表 者 名 取締役頭取 藤澤 貴之
(コード：8350 東証第一部)
問 合 せ 先 経営企画部長 古村 晃一
(TEL：017-774-1116)

有限会社ヤマサン山本商店に対する債権の取立不能のおそれに関するお知らせ

当行の取引先である有限会社ヤマサン山本商店が2019年11月22日付けで函館地方裁判所に対する破産の申立てを弁護士に委任したことが判明したことに伴い、同社に対する債権について、以下のとおり取立不能又は取立遅延のおそれが生じたので、お知らせいたします。

1. 相手方の概要

(1) 名 称	有限会社ヤマサン山本商店
(2) 所 在 地	北海道函館市川汲町1300番地4号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 山本 秀博
(4) 事 業 内 容	水産物一次加工
(5) 資 本 金	10百万円

2. 有限会社ヤマサン山本商店に対する債権の種類及び金額

債権の種類	金額	連結純資産に対する割合
貸出金	309百万円	0.3%

3. 今後の見通し

上記債権額のうち、担保等により保全されていない金額約199百万円につきましては、2020年3月期第3四半期決算において必要な引当処理等を実施いたします。

なお、2019年11月1日に公表いたしました2020年3月期通期の業績予想に影響はございません。

以上